

善監委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和2年3月3日

善通寺市監査委員 藤岡博文
善通寺市監査委員 安井一博

令和元年度定期監査の結果について（後期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査の内容

平成31年4月1日から令和元年12月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 名 等	課 名 等
総 務 部	秘書課，政策課，総務課，防災管理課
市民生活部	市民課，税務課，人権課，債権管理課
保健福祉部	保健課，社会福祉課，子ども課，高齢者課
産業振興部	農林課，商工観光課，営業課
都市整備部	土木都市計画課，建築住宅課，下水道課
委員会等	会計課，議会事務局，選挙管理委員会，公平委員会，農業委員会

3 監査の期間

令和2年1月28日（火）同年2月10日（月）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査をしているので、省略した。

5 監査委員の除斥

議会事務局の監査について、議員のうちから選出された安井一博監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

各課共通指摘事項

（秘書課，総務課，税務課，保健課，子ども課，農林課，商工観光課，土木都市計画課，建築住宅課，下水道課）

契約書の文書の形式について

一部の契約書において、文書の形式が双方記名押印となっているにもかかわらず記名捺印等となっていること、記名の欄に契約者（自治体名）の脱漏^{だつろう}があること等、善通寺市公文例規程第9条（文書の形式）の規定による別表に掲げる例の文書の形式と異なる契約が見受けられる。

今後の契約においては、本規程の規定どおり締結するよう訂正されたい。

（総務課，商工観光課，土木都市計画課，建築住宅課）

契約書の収入印紙誤納について

契約書の収入印紙貼付については、従前より定期監査で指摘してきたところである。

しかし、善通寺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定に基づく請負契約書の一部において、単年度契約での収入印紙の貼付が見受けられる。

今後、契約更新の際には、相手方に対し、契約期間及び金額の記載に応じた収入印紙の貼付をするよう指導されたい。

(保健課，農林課，商工観光課，土木都市計画課)

契約書の消費税額等の未記載について

一部の契約書において、委託料に係る消費税額等について、未記載のものが見受けられる。

今後、消費税の課税判断については、個々の契約内容を精査し、最終的には、所轄税務署へ確認をする等、消費税法を遵守するよう検討されたい。

個別指摘事項

(政策課)

市ホームページ掲載のふるさと納税の情報について

ふるさと納税の情報閲覧の際において、ポータルサイト「ふるさとチョイス」の自治体情報の項目に係る最新情報画面が、平成30年度となっている。

そこで、確定申告の時期であるため、平成31年度の情報掲載が適切であると考えられるので、更新を検討されたい。

(社会福祉課)

公有財産（普通財産）である土地の無償貸付契約について

市は、公有財産（普通財産）である土地について、社会福祉法人に対して、平成9年より5年間の無償貸付契約を締結し、自動更新をしている。

しかし、善通寺市公有財産規則第28条第1項第1号は、貸付期間が30年を超えることができないと規定しているため、契約締結日に遡り、そこから換算して30年になるよう、契約書の見直しをされたい。

(会計課)

善通寺市会計規則の徴収等の私人委託について

下水道使用料の徴収等は、地方自治法施行令第158条の規定に基づき、善通寺市会計規則第20条の2により、私人への委託を規定し、平成30年度より、香川県広域水道企業団へ委託している。

しかし、私人に対するその他の事項として、「証票交付・会計管理者の検査等」の規定が見られない。

今後、その重要性を鑑みて、他市の規則を参考にする等して、規定することを検討されたい。